

# 熊本市公報(契約)

## 第49号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 平成28年8月15日

### 目次

- 入札公告（熊本城天守閣復旧整備事業）…………… 1  
○落札者等の公示（熊本市地域教育情報ネットワークシステムネットワーク分離等設備機器賃貸借）…… 12

契約公告第323号

平成28年8月15日

熊本城天守閣復旧整備事業にかかる設計及び工事施工の優先交渉権者の選定について、公募型プロポーザル方式による手続きを実施するため、次のとおり公告する。

なお、本案件は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける事業である。

熊本市長 大西 一史

## 1 事業概要

### (1) 事業名

熊本城天守閣復旧整備事業

### (2) 事業場所

熊本市中央区本丸地内

### (3) 事業概要

熊本城天守閣復旧整備にかかる設計業務（基本設計（展示計画、防災計画、ユニバーサルデザイン）及び実施設計（施工技術検討含む。））並びに工事施工業務（躯体復旧工事、耐震補強工事、外装工事、石垣工事、展示工事及び内装工事等（関連する設備工事を含む。）を含む。以下「本業務」という。）を行う。

### (4) 事業期間

本市は、平成31年9月にラグビーワールドカップ、同年12月に世界女子ハンドボール選手権の開催を控えており、天守閣の早期復旧を目指しているが、本業務の性質等を考慮し、事業期間については、技術提案書に記載された事業期間とする。

### (5) 事業規模

熊本城天守閣

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地下1階地上6階

延床面積：3,068.3㎡

被災状況：別紙提供資料参照

展示製作に関する参考額：500,000円/㎡

## 2 担当部局

〒860-0804 熊本市中央区辛島町8番23号 桜ビル辛島町4F

熊本市経済観光局観光交流部熊本城総合事務所（熊本城復旧復元プロジェクト）

電話 096-325-8360

### 3 調達手続について

本業務は、国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成 27 年 6 月）における設計交渉・施工タイプを参考に募集を行うものであり、本業務における技術提案書に基づき優先交渉権者として選定された者と工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定の締結並びに基本設計及び実施設計の契約の締結を行った後、設計の過程で基本協定に基づく価格の交渉を行い、工事施工の契約を締結する事業である。

### 4 競争参加資格

本業務は、2 社以上 4 社以内により任意に結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は単体企業による実施方式とする。

#### (1) 共同企業体に関する事項

共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

##### ア 共同企業体のすべての構成員が満たすべき条件

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (ウ) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (エ) 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。）。

##### a 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (a) 会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### b 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の関係にある場合。ただし、a については、会社の方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (a) 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### c その他の関係

その他上記 a 又は b と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (ウ) 熊本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 7 年告示第 108 号。以下「市指名停止要綱」という。）、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（以下「上下水道局指名停止要綱」とい

う。)、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(以下「交通局指名停止要綱」という。))又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(以下「病院局指名停止要綱」という。))に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(カ) 消費税及び地方消費税並びに熊本市市税の滞納がないこと。

(キ) 建築一式工事について、次に掲げる条件を満たすこと。

a 熊本市に対して熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則(昭和41年規則第15号。以下「資格審査規則」という。))第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第10条に規定する有資格業者名簿に登載されている者であること。

有資格業者名簿に登載されていない者は6(3)に示す手続きに従い競争入札参加資格審査を申請し、資格を有すると認められた者であること。

b 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を有すること。

c 工事施工業務の仮契約締結予定日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の交付を受けていること。

イ 共同企業体の代表者が満たすべき条件

(ア) 4(1)ア(キ)cに規定する経営事項審査(審査基準日が直近のものに限る。)における建築一式工事の総合評定値が1,600点以上であること。

(イ) 工事实績について

元請として、平成18年度以降に完成した、3,000㎡以上の耐震補強工事、本瓦葺による屋根工事及び国指定史跡内の石垣保存修理工事の工事实績を有すること。

(ウ) 配置予定技術者について

本業務における工事施工期間に関し、次に掲げる条件をすべて満たす者を監理技術者又は主任技術者として専任で配置できること。(建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。)

a 一級建築士、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

b 直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者

c 監理技術者については、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証を有すること。

(エ) 構成員のうち中心的役割を担う者で、その出資割合が構成員中最大であること(代表者としての責任と権限にふさわしい施工能力を必要とすることから、例えば経営事項審査の総合評点が高い者等、構成員の中で施工能力が大きいことが判断できる者)。

ウ 共同企業体のその他の構成員が満たすべき条件

(ア) 4(1)ア(キ)cに規定する経営事項審査(熊本市外に本店を有する者は直近のもの、熊本市内に本店を有する者は審査基準日が平成26年10月1日から平成27年9月30日までのものに限る。)における建築一式工事の総合評定値が795点以上であること。

(イ) 建築一式工事において、一級建築士、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を3名以上雇用していること。

(ウ) 配置予定技術者について

当該工事に関し、次に掲げる条件をすべて満たす者を主任技術者として専任で配置できること。(建設業法第 7 条第 2 号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。)

a 建築一式工事について建設業法に規定する技術者

b 直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者

エ 共同企業体結成にあたっての条件

(ア) 本工事施工に関して、複数の共同企業体の構成員となることはできない。

(イ) すべての構成員は、すべての構成員は、均等割の 10 分の 6 以上の出資比率とすること。

(2) 単体企業に関する事項

ア 本業務において単体企業として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員となることはできない。

イ 単体企業の資格要件

4 (1)ア及び 4 (1)イに掲げる条件をすべて満たしている者とする。

## 5 日程 (※詳細については 6 以降を参照のこと)

(1) 実施説明書、業務要求水準書及び様式集 (以下「実施説明書等」という。)の交付期間  
平成 28 年 8 月 15 日 (月) から平成 28 年 8 月 26 日 (金) まで (担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例 (平成元年条例第 32 号) 第 1 条に規定する市の休日 (以下「休日」という。)を除く。)

担当部局での配布 午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

熊本市ホームページにおいては、その運用時間内

(2) 競争参加資格確認申請書及び参加表明書その他の必要書類 (以下「申請書等」と総称する。)の提出期間

平成 28 年 8 月 16 日 (火) 午前 8 時 45 分から平成 28 年 8 月 29 日 (月) 正午まで  
郵送する場合は、同日までに必着 (不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。)

(3) 現場説明会

第 1 回 平成 28 年 8 月 19 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 4 時予定

第 2 回 平成 28 年 8 月 24 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 4 時予定

(4) 申請書等に関する質問の受付期間及び質問書に対する回答書の閲覧期間

ア 質問の受付期間

平成 28 年 8 月 16 日 (火) から平成 28 年 8 月 22 日 (月) まで (休日を除く。)の午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

イ 回答書の閲覧期間

平成 28 年 8 月 24 日 (水) までに開始し、平成 28 年 8 月 29 日 (月) までとする。

(5) 技術提案書提出期間

平成 28 年 9 月 8 日 (木) 午前 8 時 45 分から平成 28 年 10 月 7 日 (金) 午後 5 時まで

郵送する場合は、同日までに必着 (不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。)

(6) 技術提案書に関する質問の受付期間及び質問書に対する回答書の閲覧期間

ア 質問の受付期間

平成28年9月8日（木）から平成28年9月23日（金）まで（休日を除く。）の午前8時45分から午後5時まで

イ 回答書の閲覧期間

平成28年9月30日（金）までに開始し、平成28年10月7日（金）までとする。

(7) 技術的事項の確認、ヒアリング及び審査

平成28年10月中旬から平成28年10月下旬頃（技術提案書提出者に対し、別途通知する。）

(8) 優先交渉権者の選定

平成28年10月下旬

## 6 競争参加手続等

(1) 実施説明書等の交付方法等

ア 交付方法及び場所

実施説明書等は、熊本市ホームページへの掲載又は2の担当部局での配布の方法により交付するものとする。

郵送又は電送（ファックス、電子メール）による交付は行わない。

イ 交付期間・交付時間

5(1)で示したとおり

ウ 費用

無償とする。

(2) 申請書等の提出方法等

本業務の参加希望者は、申請書等を提出し、競争参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出方法

持参又は郵送による。電送（ファックス、電子メール）により提出されたものは受け付けない。なお、申請書等の全部又は一部を郵送する場合における郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとしているので、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

イ 提出期限・受付時間

5(2)で示したとおり

ウ 提出先・郵送する場合の送付先

2の担当部局

なお、封筒の表面に業務名及び申請書等在中の旨を明記すること。

エ 提出部数

1部とする。

(3) 資格審査規則第10条に規定する有資格業者名簿に登載されていない者は、競争入札参加資格審査申請書を提出すること。提出方法等については、次によるものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書の交付方法及び場所

熊本市ホームページへの掲載又は下記エ(ア)での配布の方法により交付するものとする。郵送又は電送（ファックス、電子メール）による交付は行わない。

イ 提出方法

持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送することとし、封筒の表面に業務名を明記すること。

## ウ 提出期限

5 (2) で示した申請書等の提出期限日及び受付時間とする。郵送する場合は、同日までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）とする。

## エ 提出場所及び送付先

## (ア) 持参する場合

熊本市中央区花畑町 9 番 6 号 マスミューチュアル生命ビル 3 階  
熊本市総務局契約監理部工事契約課

## (イ) 郵送する場合

〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局契約監理部工事契約課

- (4) 競争参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、平成 28 年 9 月 7 日（水）までに申請書等を提出した者（共同企業体の場合はその代表者）に対し、書面により通知する。

## (5) 現場説明会

募集に関する現場での説明会を次のとおり開催する。説明会に参加を希望する場合は、事前に申込みが必要であるので、以下のとおり申込みをすること。

## ア 開催日時

5 (3) で示したとおり

## イ 開催場所

市民会館シアーズホーム夢ホール  
熊本市中央区桜町 1 番 3 号

※ 説明会の後に城内の視察を行う。

## ウ 申込方法

第 1 回については平成 28 年 8 月 18 日（木）正午まで、第 2 回については平成 28 年 8 月 23 日（火）正午までに 2 の担当部局あてに電子メール（メールアドレス kumamotojou@city.kumamoto.lg.jp）で申し込むこと。件名は、「天守閣現場説明会」とし、【様式 1 - 1】現場説明会参加申込書を添付すること。

## エ その他

参加人数は、1 者当たり 5 名までとし、説明会当日は【様式 1 - 1】現場説明会参加申込書、【様式 1 - 2】秘密保持に関する誓約書、実施説明書等を持参すること。また、立入禁止区域内の視察であるため、参加者の社員証等の確認を行う。

**7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明**

- (1) 競争参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

**8 実施説明書等に対する質問**

- (1) 申請書等及び技術提案書作成に関し、実施説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（指定様式）により提出すること。

## ア 受付期間・受付時間

- (ア) 申請書等 5 (4) アで示したとおり
- (イ) 技術提案書 5 (6) アで示したとおり
- イ 提出場所  
2 の担当部局
- (2) (1) の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
  - ア 閲覧期間
    - (ア) 申請書等 5 (4) イで示したとおり
    - (イ) 技術提案書 5 (6) イで示したとおり
  - イ 閲覧場所  
熊本市ホームページ
  - ウ 閲覧時間  
熊本市ホームページ運用時間内

## 9 参加する者が 1 者である場合の措置

申請書等を提出し、競争参加資格があると確認された者が 1 者である場合でも技術提案書の審査を実施する。

但し、評価基準に基づき評価の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は優先交渉権者として選定しない。

## 1 0 技術提案書の提出方法等

6 (4) の通知により競争参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、技術提案書を提出するものとする。

### (1) 提出方法

持参又は郵送による。電送（ファックス、電子メール）により提出されたものは受け付けない。なお、技術提案書の全部又は一部を郵送する場合における郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとしているので、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

### (2) 提出期限・受付時間

5 (5) で示したとおり

### (3) 提出先・郵送する場合の送付先

2 の担当部局

なお、封筒の表面に業務名及び技術提案書在中の旨を明記すること。

### (4) 提出部数

20 部とする。また、提案書の内容の電子ファイルを CD-R 等記録用メディア媒体に記録（必ずウイルス対策を講ずること。）し、1 枚提出すること。

## 1 1 優先交渉権者を選定するための評価項目

評価項目は下記のとおりとする。

- (1) 業務の実施方針
- (2) 事業費及び工期
- (3) 施設計画

## 1 2 優先交渉権者の選定方法

1 1 による評価の結果、技術評価点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

次点以降の提案者の順位についても選定し結果を通知する。

### 1 3 技術提案書の審査方法等

#### (1) 技術提案書の選定方法

競争参加資格を有する者が提出した技術提案書を、審査基準に基づき中立かつ公正に審査するために、熊本城災害復旧事業受託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、別に定める技術提案書の審査基準に基づき審査する。

なお、選考委員会は、参加者の提案した技術面での蓄積やノウハウ等を保護するため、非公開とする。

#### (2) 技術提案書の審査基準

技術提案書の審査基準は、実施説明書にある技術提案書の記載内容及び審査基準のとおりとする。

#### (3) 技術的事項の確認

ア 技術提案書を提出した者に対して、技術的事項の確認のため、追加資料の提出を求められることがある。

イ 技術的事項の確認の詳細は、別途通知する。

#### (4) ヒアリング

技術提案書の審査に当たって、次のとおりヒアリングを実施する。

ア 技術提案書を提出した者に対して、ヒアリングの実施、日時（5(7)で示した時期を予定）、場所、方法及び留意事項等について通知する。

イ ヒアリング時の説明には、提出した技術提案書のみを使用すること。また、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(5) 技術提案書の審査を経て、本市は最も優れた技術提案書を特定し、その提案者を優先交渉権者として選定する。審査の結果は、平成 28 年 10 月下旬に書面により通知するとともに、審査結果等を公表する。

### 1 4 技術提案等の評価理由の説明

(1) 競争参加者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して技術提案書等の評価の理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

### 1 5 結果の公表に関する事項

優先交渉権者を選定した場合は、その結果について、熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

### 1 6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 契約保証金

本業務の契約は、熊本市契約事務取扱規則第 22 条に定めるところにより、納付を要するものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

## (3) 無効となる提案

次に該当する提案は、無効とする。

- ア 本公告に示した参加資格を有しない者の提案
- イ 技術提案書に虚偽の記載をした者の提案
- ウ 技術提案書の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- エ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

## (4) 申請書等及び技術提案書に関する事項

- ア 提出期限までに申請書等及び技術提案書が到達しなかった場合は競争参加者として認められないものとする。
- イ 申請書等及び技術提案書の作成及び提出にかかる一切の費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された申請書等及び技術提案書は、返却しない。
- エ 提出された申請書等及び技術提案書は、競争参加資格の確認及び優先交渉権者選定以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における申請書等及び技術提案書の追加、差し替え及び再提出は、本市から指示があった場合を除き認めない。
- カ 申請書等及び技術提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等及び技術提案書を無効とし、競争参加資格及び優先交渉権者決定を取り消すとともに、市指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

## (5) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から優先交渉権者を選定した日までの期間に、競争参加資格があると認めた者が競争参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。

この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面により説明求めることができる。

## (6) 優先交渉権者の選定後設計業務又は工事施工業務の契約締結までの間に、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合等、優先交渉権者が4に規定する競争参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

## (7) 配置予定技術者の確認等

- ア 申請書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。
- イ 他の設計業務又は工事施工業務を受注したことを理由として配置予定技術者を変更することは認めないものとする。
- ウ 申請書提出期限日において、本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）が発注する他の案件（開札が執行されていないもの。）に配置することを予定している技術者を本件の配置予定技術者とすることはできないものとする。ただし、申請書を提出する案件数以上の技術者数を申請書等に記載している場合は、この限りでない。

## (8) 契約条項を示す場所

2の担当部局

## (9) 予算の成立等

本業務の契約は、次のとおり予算の成立及び熊本市議会の議決を条件として締結するも

のであり、各条件が不成立となったことにより、優先交渉権者に損害が生じても、本市は一切の責を負わないものとする。

ア 設計業務

本公告に示した設計業務の契約は、本設計業務にかかる予算の成立を条件とする。

イ 工事施工業務

本公告に示した工事施工業務の契約は、本工事施工業務にかかる予算の成立及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定に基づく、熊本市議会の議決を条件とし、当該議決を経るまでは仮契約を締結し、熊本市議会の議決を経た後に正式契約とする。

なお、熊本市議会の議決があった時は、その日をもって当該工事の請負契約が成立した旨について仮契約を締結した者（共同企業体の場合はその代表者）に対し通知するものとする。

(10) 手続の中止等

本公告に示した募集に関し、熊本市入札等監視委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、本募集手続を延期又は中止することがある。

(11) 建設工事に係る資材の再資源化等

本業務の工事施工は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(12) 談合に関する情報があった場合等の措置

談合に関する情報があった場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、手続を延期することがある。

談合の事実が確認された場合又は談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、熊本市入札等監視委員会の勧告又は意見に基づき、契約手続の公正性を確保するため、手続の中止、手続の変更又はその他必要と認める措置を講じることがある。

(13) 損害賠償の請求

この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(14) 本契約を締結しない場合

16(9)イにおいて、仮契約を締結した者が、仮契約中に本市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次のいずれかに該当した場合は、原則として本契約を締結しないものとする。仮契約を締結した者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかが、仮契約中に本市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次の各号のいずれかに該当した場合も同様とする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 条）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

イ 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(15) 以上のほか、詳細は実施説明書による。

## 1 7 Summary

- (1) Project Name:  
Kumamoto Castle Tower Restoration and Maintenance Project
- (2) Deadline for submitting application documents:  
No later than 12:00PM on 08/29/2016
- (3) Deadline for submitting construction proposal:  
No later than 5:00PM on 10/07/2016
- (4) Language and currency to be used for proposal:  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen
- (5) Contact Information:  
Kumamoto Castle Restoration Project Office  
Tourism and Exchange Department  
Economic Promotion and Tourism Bureau  
8-23 Karashima-cho, Chuo-ku, Kumamoto City  
Sakura Building Karashima-cho, 4F  
〒860-0804  
Tel: 096-325-8360

契 約 公 告 第 3 2 4 号  
平 成 2 8 年 8 月 1 5 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成24年規則第102号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大西 一史

| 公示事項   | 内容   |
|--|--|
| 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量                    | 熊本市地域教育情報ネットワークシステムネットワーク分離等設備機器賃貸借 一式               |
| 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地                        | 熊本市教育委員会事務局学校教育部熊本市教育センター<br>熊本市中央区千葉城町2番35号         |
| 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日                            | 平成28年7月6日  |
| 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地) | NTTファイナンス株式会社<br>南九州支店 支店長 佐藤 誠也<br>熊本県熊本市中央区花畑町4番1号 |

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額 | 146,059,200円（税込） |
| 6 契約の相手方を決定した手続     | 一般競争入札           |
| 7 当該公告又は公示を行った日     | 平成28年5月27日       |